

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

かるまい夏祭りイベント情報 (8月3日～5日)



日時	イベント内容	会場
8月3日(金)～5日(日)	七夕まつり	大町・仲町・荒町各商店会
8月3日(金)		
18:00～	納涼ビアガーデン 仲町特設会場(18:00～20:00) 上新町特設会場(18:30～20:30)	
18:00～	ジャズ演奏 仲町特設会場(18:00～) 上新町特設会場(18:30～)	
18:30～	大町商店会イベント お宝GET釣り大会、お願いごと短冊づくり	大町駐車場
8月4日(土)		
15:00～21:00	軽トラ市	みちのく銀行・物産交流館 駐車場(仲町)
18:00～	各商店会イベント 仲町:ビンゴゲーム(18:00～) 大町:宇漢米太鼓・円子よさこい組どっこいしよ演舞(19:00～) 荒町:路上パークゴルフ大会(19:00～)	みちのく銀行駐車場 大町路上 荒町路上
20:30～	花火大会	向川原たてぐし・こぶし公園
8月5日(日)		
9:00～	ニジマス釣り大会、つかみ取り(受付8:00～)	雪谷川運台野橋上流特設会場
19:00～21:00	カシオペア杯争奪ナニヤドヤラ流し踊り大会	大町→仲町→荒町 路上

注目イベントのご紹介

★**軽トラ市(4日)**: 軽トラックの荷台がそのまま、新鮮野菜やお買い得品などのお店になります。お気に入りの商品を探してみてください。

★**商店会イベント(4日)**: 大町、仲町、荒町の道路が歩行者天国になり、ゲーム大会や太鼓演奏など各商店会が趣向を凝らしたイベントを開催します!

★**花火大会(4日)**: 夜空を照らす花火が、軽米の夏を彩ります。

★**ニジマス釣り大会(5日)**: 雪谷川運台野橋上流にニジマスを放流します。何匹釣れるか挑戦してみよう!

★**カシオペア杯争奪ナニヤドヤラ流し踊り大会(5日)**: 町内をはじめ、他地域からも踊り手が参加します。夏祭りのフィナーレを飾ります。

○下記の時間帯は、大町・仲町・荒町地区で歩行者天国となり車両通行止めとなります。

4日…19:00～21:00 5日…19:00～21:00

○交通規制時間における路線バスの停留所が変更になりますので、ご注意ください。

8月4日(土)、8月5日(日)の、二戸駅(19時05分)発・軽米病院(20時15分)行きJRバスは、新町～軽米間のバス停に停車せず、軽米病院に直行します。(通過するバス停に下車を予定されるお客様は軽米病院よりタクシーでお近くまで送迎します。)

【問い合わせ先】軽米町商工会、商工会青年部 ☎46-2711

※日程につきましては、時間に変更になる場合があります

募
参
集
加
者

町民講座「軽米“郷土再発見” ～季節の郷土食を味わおう～

《ミレットパークから郷土の味尽くし》

軽米に伝わる旬の素材を使った季節の郷土食を楽しむ、町民講座「軽米“郷土再発見”」の参加者を募集します。

郷土の食文化を改めて知り、軽米の良さを再発見してみませんか。10月までの毎月1回季節の料理を楽しみましょう。

お誘いあわせの上、ご参加ください。

【申し込み・問い合わせ先】
軽米中央公民館・町立図書館 ☎46-4333

	第3回	第4回
テーマ	8月の料理 ひめゆり御膳	9月の料理 りんどう御膳
日時	8月20日(月) 12時～15時	9月 12時～15時
内容	① 8月の料理 ② 周辺見学	① 9月の料理 ② 周辺見学
行程	物産交流館～ミレットパーク～周辺 見学～物産交流館	中央公民館～物産交流館～ミレット パーク～周辺見学～中央公民館
参加費	1,000円	1,000円
定員	大人20人	大人20人
申込期限	8月15日(水)	9月中旬
移動	物産交流館発着で送迎	物産交流館発着で送迎

【緊急雇用創出事業】

町の臨時職員を募集します

業 務 内 容	新学習指導要領が本格実施となった中学校において、教職員と一緒に学習指導や生活指導に従事します
募集人員	2名
応募資格	現在失業者で求職活動をしているの方。 子どもの教育について熱意と意欲のある方。 教員免許資格所有者であること
雇用期間	平成24年8月17日から平成25年3月まで
賃 金	時給1,770円 (通勤距離2km以上の場合は通勤手当を支給)
勤務場所	軽米中学校、笹渡小中学校
勤 務 時 間	8:15～15:00(勤務時間6時間) 45分の休憩時間があります。
休 日	原則として土、日、祝日 学校の長期休業期間
加入保険	雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金
試験方法	個人面接試験
試 験 日	平成24年8月10日(金) 午後4時～
申込方法	①ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所)に求職者登録し、紹介状の交付を受ける。 ②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに下記問い合わせ先へ提出する。(郵送可)
申込期限	平成24年8月7日(火) 午後5時必着(郵送可)
問 合 せ 先	教育委員会事務局・教育総務グループ (☎46-47343)

平成23年度国民年金保険料の免除申請はお済ですか？

平成23年度(平成23年7月分から平成24年6月分まで)の国民年金保険料の免除申請の受付は、**平成24年7月31日**までです。

8月1日以降は平成24年度(平成24年7月分から平成25年6月分まで)の受付のみとなります。

まだ手続きをしていない方で、平成23年度分の免除申請をご希望の方は、年金手帳と認印をご用意のうえ、町民生活課の窓口へお急ぎください。

【問い合わせ先】

二戸年金事務所(☎23-4111)
役場町民生活課(☎46-4734)

黙とうを捧げましょう

原爆死没者の慰霊と戦没者を追悼し平和を祈念するため、サイレンの吹鳴を行います。趣旨をご理解のうえ各家庭や職場などで、1分間の黙とうをお願いします。

8月6日 8:15(広島市原爆投下時刻)

8月9日 11:02(長崎市原爆投下時刻)

8月15日 12:00(全国戦没者追悼式)

【問い合わせ先】町民生活課(☎46-4734)

「図書館工作教室」参加者募集

図書館の本を活用した工作教室を開催します。牛乳パックや空き箱を利用したカルトナージュや楽しく遊べる作品などを作ります。作品の見本を図書館に展示していますのでご覧ください。参加申込みは8月3日(金)までに図書館へご連絡ください。

◆日 時: 8月8日(水) 午前10時～午後3時

◆会 場: 町立図書館

◆対 象: 小学生から一般の方まで

◆参加料: 無料

◆持ち物: 牛乳パック、洗剤やお菓子などの空き箱、布など

**みんな集まれ！おはなし隊がやってくる！！
「本とあそぼう！全国訪問おはなし隊」**

「全国訪問おはなし隊」は、およそ550冊の絵本・児童書をキャラバンカーに積み込んで、全国各地を巡回しながらおはなし会を開催しています。

軽米町には2年ぶりの訪問です。みなさん、お誘いあわせてご来場ください。

◆日 時: 8月19日(日) 午前10時～11時

◆会 場: 町立図書館前語らい広場及び蔵

◆対 象: 幼児、小学生

◆参加料: 無料

**「図書館を使った調べる学習
コンクール入賞作品展」を開催します**

図書館を使った調べる学習コンクール(主催: 図書館振興財団)入賞作品を展示します。全国の子どもの優れた研究作品をご覧ください。

◆期間: 8月1日(水)～8月16日(木)

◆会場: 町立図書館

【問い合わせ先】町立図書館(☎46-4333)

ごみの出し方について

町ではごみの減量化を推進しています。ごみは他人に迷惑をかけないよう、ルールを守って出すようにお願いします。

生ごみの出し方・処理の方法

- ①コンポストなどで堆肥化する
- ②畑や山林に埋めて堆肥化する
- ③よく水を切って透明または半透明な袋に入れて、分別して「生ごみ」として出す。(7月～9月は生ごみ分別収集実証試験を行っていますので、ご協力をお願いします)などの方法で処理しましょう。

生ごみを分別して出す場合は異物を入れないようお願いいたします。

生ごみの中に入れてはいけないものは「プラスチック類、ビニール類、貝がら」などです。具体的には納豆の容器、パラフィン紙、薬の錠剤の容器、輪ゴム、コーヒフィルターなどは入れないでください。

町で分別収集した生ごみは約1か月で肥料となり、農家に販売されますので、みなさんのご協力をお願いします。

草木類(草や葉、雑草、木の枝)の出し方

◎草取りをした草などは、ごみの減量化を進めるため、庭や山林などで堆肥にしましょう。燃えるごみとして出す場合は、土砂をよく取ってから乾燥し、枯らしてから出しましょう。

◎木の枝を出す場合は乾燥し、30センチ以内に切って出してください。30cmから180cmの物は粗大ごみとなります。

【問い合わせ先】役場町民生活課
町民生活グループ(☎46-4734)

表面もご覧ください

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

国民健康保険に関するお知らせ

『限度額適用認定証』と『限度額適用・標準負担額減額認定証』

外来診療や、入院をする時に1ヶ月の医療費が高額となる場合には町民生活課で申請し交付された『限度額適用認定証』、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。

平成24年4月から外来診療にも適用

また、従来は入院時のみでしたが、平成24年4月の法改正により入院だけでなく、外来診療にも適用となりました。

申請する場合には、『国民健康保険の保険証』と『認印』を持参し、町民生活課で手続きしてください。交付される認定証は、年齢や所得に応じて異なりますので、右記表の①、②を参照してください。

※国税の滞納がある世帯または未申告の方がいる世帯は、認定できない場合がありますのでご相談下さい。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在発行されている証は、有効期限が7月31日です。現在入院中の方で、8月以降も引き続き入院する場合は、認定証の更新の申請が必要です。『国保の保険証』と『認印』を持って町民生活課へ申請してください。

国税に滞納がある世帯または未申告の方がいる世帯は、更新できない場合がありますのでご相談下さい。

①自己負担限度額（月額）70歳未満の方

	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
一般	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円
上位所得者 (総所得金額が600万円を超える世帯)	150,000円 (医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

②自己負担限度額（月額）70歳以上75歳未満の方

所得区分	外来（個人単位）	自己負担限度額外来+入院（世帯単位）
一般	12,000円	44,400円
※1 一定以上所得者	44,400円	80,100円+（医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算） （4回目以降は44,400円）
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の方がいる人。ただし、145万円を超えていても一般となる場合がありますので、詳しくは、町民生活課までお問い合わせください

【問い合わせ先】役場町民生活課
町民生活グループ ☎46-4734

軽米町東日本大震災被災者支援活動事業費補助金

東日本大震災被災者支援活動を応援します

【問い合わせ先】役場総務課
企画グループ ☎46-2111

町では、東日本大震災の被災者の復興支援を目的として、町民等が自主的に行う活動に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

【対象者】

補助金の交付対象者（補助対象者）は、被災者及び被災地の復興支援を行う次に掲げる団体等とします。

- ①町内に住所を有する者が半数以上で構成する団体またはグループ（町内で主たる活動を行う者に限る。）
- ②町内に事業所を有する法人又は事業主

【補助額】

補助金の額は、1補助対象者につき年1回50万円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てた額とします。

【対象事業】

- 補助の対象となる事業は次のとおりです。
- ①被災地の復旧又は復興支援を目的とする事業
 - ②被災者の心身のケアを目的とする事業
 - ③被災者との交流を目的とする事業
 - ④その他の事業で町長が特に必要と認める事業

【対象外事業】

次に掲げる事業については、補助の対象としません。

- ①営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ②国、県その他関係機関からの助成を受けている事業
- ③個人に対する現金支給その他の給付を目的とする事業
- ④宿泊のみ又は宿泊を主たる目的とする事業
- ⑤その他町長が適当でないとする事業

【対象外経費】

次に掲げる経費については、補助の対象としません。

- ①補助対象者の経常的な運営に係る経費
- ②報償費及び人件費（講師等の謝礼金を除く）
- ③補助対象者に対する日当
- ④補助対象者の飲食に係る経費
- ⑤備品購入費
- ⑥その他町長が適当でないとする経費

【申請方法】

申請書等（必要書類を添付）に必要な事項を記入の上、役場総務課企画グループに実施予定日の4週間前までに提出して下さい。

児童扶養手当制度のお知らせ

【問い合わせ先】健康福祉課
(健康ふれあいセンター内 ☎ 46-4111)

1. 手当支給の対象（受給資格者）

この手当は、次の支給要件に該当する児童を監護する者に支給されます。ただし、国民年金・恩給・厚生年金などの公的年金を受け取ることができる人（老齢福祉年金を除く）には、手当は支給されません。

2. 支給要件

【母】が養育するとき	【父】が養育するとき	【養育者】のとき
次のいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合	次のいずれかに該当する父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合	児童を母または父が監護しない場合 又は父が生計を同じくしない場合
ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 父が死亡した児童 ウ 父が政令で定める程度の障害にある児童 エ その他政令で定めるもの	ア 父母が婚姻を解消した児童 イ 母が死亡した児童 ウ 母が政令で定める程度の障害にある児童 エ その他政令で定めるもの	

3. 手当額及び所得制限

手当額は、受給者の所得額により全部支給と一部支給停止等に区分され、児童が2人以上の場合には、2人目（5,000円加算）、3人目以上（1人につき3,000円加算）の加算があります。

		児童1人のとき	児童2人のとき (5,000円加算)	児童3人以上のとき
平成24年4月～	全部支給の場合	41,430円	46,430円	1人につき3,000円加算
	一部支給停止等の場合	受給者（受給者と生計を同じくする扶養義務者がいる場合も含む）の所得が政令で定める額以上であるときは、手当の金額又は一部支給が停止される場合があります。		

4. 手当の支給期間

支給期間：受給資格者が認定を請求した月の翌月から開始し、児童が18歳に達した最初の3月まで（障害の状態にある児童については20歳に達した月まで）又はその他支給すべき事由が消滅した月で終わります。

●支払期：年3回 ●支払方法：受給者が指定する金融機関へ口座振込

5. その他

受給者が手当の支給を受ける権利を行使しない期間が2年間継続した場合は手当の受給権は時効により消滅します。

また現況届未提出者（毎年8月1日から8月31日の間に児童扶養手当現況届を提出することになっており、受給資格者の資格審査及び所得審査が行われ、その年の8月から翌年7月分までの手当の支給額等が決定。）について、毎年12月の支払期日が経過した時点で、2年前からの未提出者は受給権の時効が完成するので、受給資格を喪失します。

6. 申請等手続き

手当を受給するためには、認定請求書、支給要件事由がわかる添付書類が必要になりますので、詳しくは健康福祉課まで、お問い合わせください。

特別児童扶養手当制度のお知らせ

1. 支給要件

手当は、障害児（20歳未満であって政令で定める程度の障害の状態にある者）の父もしくは母がその障害児を監護するとき、又は父母以外の者が障害児を養育するときに支給されます。ただし、障害児が障害を事由とする年金給付を受けとることができるときは、手当の支給はされません。また障害児が社会福祉施設に入所しているときは、手当は支給されません。

2. 手当額

手当額は、障害等級の1級（重度）と2級（中級）で、障害児1人につき次により定められています。

平成24年度	障害等級	月 額	
	1 級	対象児童1人あたり	50,400円
2 級	対象児童1人あたり	33,570円	

3. 所得制限

受給者又は受給者と生計を同一にする扶養義務者の前年の所得が政令に定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは支給されません。

4. 手当の支給期間

支給期間：受給資格者が認定を請求した月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した月で終わります。

●支払期：年3回 ●支払方法：受給者が指定する金融機関へ口座振込

5. その他

法令により手当の支給を受ける権利を行使せず2年間を経過したときは、時効によって消滅します。

なお、毎年8月11日から9月10日の間に特別児童扶養手当所得状況届を提出することになっており、受給資格者の資格審査及び所得審査が行われ、その年の8月から翌年の7月分までの手当の支給額が決定されます。

6. 申請等手続き

手当を受給するためには、認定請求書、支給要件事由がわかる添付書類が必要になりますので、詳しくは健康福祉課まで、お問い合わせください。

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

「お子さんの教育、ひとりで悩まずご相談下さい。」 教育相談を実施します。

家庭教育やしつけ・いじめ・不登校など子供の教育について、不安や心配ことはありませんか？
保護者の方や児童生徒自身の悩みに応じるため、相談窓口を開設しています。
教育相談員または、指導主事等が対応いたします。
相談内容の秘密は守りますので、安心してご相談下さい。

◎相談日程

期 日	時 間	場 所
8月7日(火)	午前9時～12時	町立図書館
8月21日(火)		軽米町環境改善センター
8月28日(火)		3階図書室

・相談にこられる場合は、事前に申し込みいただければ幸いです。
・当日ご来場いただいてもご相談に応じます。

◎相談員紹介

菅原 洋子 自宅電話番号 ☎46-2922
〔自己紹介〕
教職経験を生かして、平成19年度より教育相談を担当しています。お気軽にご相談下さい。

【問い合わせ先】教育相談受付窓口
(町教育委員会内 ☎46-4743)

シルバー110番 特別相談デーを開催

岩手県高齢者総合支援センターでは、9月の老人週間にあわせ、「シルバー110番特別相談デー」を開催します。

高齢者やその家族を対象として法律・医療・税金・年金・介護・認知症などの悩みに専門家が応じます。

相談は無料、秘密は厳守します。

開催日	9月22日(土)
開設時間	午前10時～午後3時
電 話	フリーダイヤル 0120-84-8584

※来所相談も可能

岩手県福祉総合センター 3会研修室
(盛岡市本町通3丁目19-1)

夏の交通事故防止県民運動

「安全は 日配り気配り 思いやり」

平成24年8月1日(水)から8月10日(金)までの10日間は、「夏の交通事故防止県民運動」が展開されます。

暑さや長距離運転等による過労に起因する重大事故の発生、交通量の増加に伴う重大事故の多発が懸念される時期です。

ドライバーの皆さんは、次のことに注意して安全運転に心がけましょう！

- ①暑さなどによる過労運転の防止
- ②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③スピードダウンの徹底
- ④飲酒運転の根絶

義肢・装具等補装具巡回相談のお知らせ

二戸市で岩手県福祉総合相談センター主催の義肢・装具等補装具巡回相談会が開催されます。補装具の購入及び修理を希望する方は、この機会をご利用ください。

【相談内容】 義肢・装具等補装具の交付及び修理の可否並びに適合に係る判定

【日 時】 平成24年8月24日(金)
午前10時30分～12時(受付11時まで)

【会 場】 二戸市総合福祉センター

※相談希望の方は、8月10日(金)までに健康福祉課・福祉グループまでご連絡ください。

【問い合わせ先】
健康福祉課・福祉グループ (☎46-4743)

平成24年度生活習慣病教室 軽米病院からのお知らせ

日 時	講義内容	講 師
8月17日(金) 13:00～14:00	糖尿病の治療	医師
	糖尿病の日常生活	看護師

※開催場所はふれあいセンターを予定しています。
予約はいりませんので、ふるってご参加下さい。

【問い合わせ先】県立軽米病院
内科外来 (☎46-2411)

夜の健康教室を開催します

テーマ 健診結果から自分のからだのことを知ろう

特定健診等の検査値についてわかりやすくお話しします。

講 師	軽米病院院長 横島孝雄先生
日 時	7月31日(火) 午後7時～午後8時30分
場 所	軽米町農村環境改善センター

- ・健診結果が届いている方は、ご持参ください。
- ・まだお手元に届いていない方には、当日お渡しできます。
- ・町で実施した健診を受けていない方でも参考になる内容ですので、ぜひご参加ください。
- ・終了後、希望する方へ保健師による個別相談も行います。

【問い合わせ先】健康福祉課健康づくりグループ
(健康ふれあいセンター内 ☎46-4111)

定期予防接種のお知らせ

【問い合わせ先】健康福祉課健康づくりグループ
(健康ふれあいセンター内 ☎ 4 6 - 4 1 1 1)

定期予防接種には接種年齢があります。下記について、接種もれが見られますので、母子健康手帳を確認のうえ、まだ接種を受けていない予防接種がある場合は、早めの接種をおすすめします。

1. 定期予防接種について

種 類	接種年齢	接種回数	終了後に他のワクチンを受ける場合	備 考
日本脳炎	第Ⅰ期初回 生後6～90か月（7歳6か月）未満	6～28日の 間隔で2回	6日以上あける	
	第Ⅰ期追加 生後6～90か月未満 (初回接種終了後おおむね1年おく)	1回		
	第Ⅱ期 9～13歳未満（希望者）	1回		
二種混合	11～12歳	1回	6日以上あける	
麻疹風疹混合 ワクチン	第Ⅱ期 5～7歳未満で小学校就学前の一年間 にある方	1回	27日以上あける	接種期間は、4月1 日から翌年3月31 日までです。
	第Ⅲ期 中学校1年生に相当する年齢の方	1回		
	第Ⅳ期 高校3年生に相当する年齢の方	1回		

※日本脳炎予防接種について、積極的勧奨が中止されていたことにより、接種を受けられなかった方は、20歳未満までに接種を受けることができます。

- 実施医療機関 岩手県立軽米病院
- 受付時間 月曜日から金曜日の8:30～11:30まで（ただし、祝祭日を除く）
※8月14日（火）～16日（木）は休診となります。
- 接種料金 無料（町で全額負担）※上記接種年齢を過ぎますと自費接種となります。
- 必要なもの ①母子健康手帳、②保険証（ある方は病院の診察券も）、③予診票
- その他 ①予防接種は保護者の同伴がない場合は受けられません。また、医療機関での誤認・誤接種防止のため、母子健康手帳は必ずご持参ください。（紛失等により持っていない方はご相談ください。）
②夏休み開始直後は、病院が混雑することが予想されます。

受講料無料！！

二戸地域雇用創造推進事業 セミナーのご案内

ソーシャルビジネスセミナー 起業・就業勉強会

目指せ！地域の起業家！

- 【日 程】平成24年8月20日（月）～22日（水）
昼（就業コース）13:30～16:30
夜（起業コース）18:00～21:00
- 【会 場】二戸地域職業訓練センター
- 【内 容】就業コース：経験を活かして就職するには？
問題解決のトレーニングと就職活動法を学びます
起業コース：地域の課題をビジネスにする
ビジネスプランを具体的にアドバイザーと検討
- 【対象者】管内求職者・起業を目指す方
- 【定 員】昼15名・夜10名（定員になり次第締め切り）

【申し込み・問い合わせ先】
二戸地域雇用創造協議会（☎ 2 3 - 8 1 5 2）

品質管理基礎講座

品質とは何か！！をわかりやすく解説します

- 【日 程】平成24年8月28日（火）～29日（水）
各日 9:00～16:00
- 【会 場】二戸地域職業訓練センター
- 【内 容】品質管理の目的・良品と不良品、要因整理に役立つ4Mとは
- 【対象者】製造業への就職を目指す方、
品質管理に興味のある方
- 【定 員】20名（定員になり次第締め切り）

CADスキルアップセミナー

CADの基本操作から実践活用操作の学習

- 【日 程】平成24年8月21日（火）・23日（木）
28日（火）・30日（木）
各日 18:00～21:00
- 【会 場】二戸地域職業訓練センター
- 【内 容】JW-CADを使用して基本操作から実践操作まで学びます。
- 【対象者】CAD操作のスキルアップを目指す方
(パソコンの基本操作ができる方)
- 【定 員】15名（定員になり次第締め切り）